

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分
(略)			(略)		
施設	(略)		施設	(略)	
	診療部長 臨床部長 研究部長 情報調査部長 社会復帰部長	5種		診療部長 臨床部長 研究部長 情報調査部長 社会復帰部長	5種
	がんセンター新潟病院専任セーフティマネージャー	5種		中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種
	中央病院薬剤部長 がんセンター新潟病院薬剤部長 新発田病院薬剤部長	3種		(略)	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。